

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分要領

制定	平成14年	4月	1日	環境事業部長決裁
改正	平成21年	6月	12日	環境保全局長決裁
	平成22年	5月	31日	廃棄物指導課長決裁
	平成23年	9月	6日	環境事業部長決裁
	平成24年	8月	29日	ごみ減量推進課長決裁

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 処分内容の決定（第3条―第5条）

第3章 行政処分の手続等（第6条―第12条）

第1章 総則（第1条・第2条）

（目的）

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）並びに平成23年3月15日付け環産産発第110310002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」及び平成17年8月12日付け環産産発第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について（通知）」に基づく不利益処分（以下「行政処分」という。）を行う基準及び事務手続を明確にすることにより、行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業活動に伴い廃棄物を排出する者をいう。
- (2) 処理業者 法に基づく許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
- (3) 処理施設 法に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設をいう。
- (4) 処理施設設置者 処理施設を設置している者をいう。
- (5) 委託基準 法第6条の2第6項、法第12条第6項及び法第12条の2第6項に規定する一般廃棄物委託基準、産業廃棄物委託基準及び特別管理産業廃棄物委託基準をいう。
- (6) 再委託基準 法第14条第16項及び法第14条の4第16項に規定する産業廃棄物再委託基準及び特別管理産業廃棄物再委託基準をいう。
- (7) 事業停止命令 法第7条の3、法第14条の3及び法第14条の6の規定により、処理業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することをいう。
- (8) 許可取消し 法第7条の4、法第14条の3の2及び法第14条の6の規定により、処理業者の許可を取り消すことをいう。
- (9) 施設改善命令 法第9条の2及び法第15条の2の7の規定により、処理施設設置者に対して期限を定めて必要な改善を命令することをいう。
- (10) 施設使用停止命令 法第9条の2及び法第15条の2の7の規定により、処理施設設置者に対して期間を定めて処理施設の使用の停止を命令することをいう。
- (11) 改善命令 法第19条の3の規定により、事業者又は処理業者に対して期限を定めて必要な改善を命令することをいう。
- (12) 措置命令 法第19条の4、法第19条の4の2、法第19条の5及び法第19条の6の規定により、事業者又は処理業者に対して期限を定めてその支障の除去等の必要な措置を命令することをいう。
- (13) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。
- (14) 違反行為者 違反行為を行った者又は違反行為に該当した者をいう。

第2章 処分内容の決定

（行政処分の基準等）

第3条 事業者、処理業者及び処理施設設置者に係る行政処分の要件及び内容は、別表のとおりとする。

2 別表に定める許可の取消し等の要件（以下「要件」という。）が2以上ある場合は、それぞれの要件に対応する処分内容に掲げる日数の合計によるものとし、その日数が90日を超えるときは取消処分とする。

（瑕疵による許可取消し）

第4条 法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による許可が行われたことが、裁判所の判決書、他自治体の刑罰等調書等で明らかになった場合は、当該許可を取り消すものとする。

（処分の軽減）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定による行政処分を軽減して処分することができる。

(1) 違反行為後、改悛の情が顕著であり、かつ、自主的に適切な是正措置を講じる等、違反行為者の情状に酌量すべき余地があると認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、処分を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

第3章 行政処分の手続等

（意見陳述）

第6条 行政処分を行おうとするときは、次の各号の区分に従い、違反行為者について、当該各号に定める意見陳述の機会を設ける。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許可取消し等の不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、市長が聴聞を行うことが相当と認めるとき。

(2) 前号ア又はイのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 生活環境保全上の支障が現に生じており、早急にその支障を除去する必要があるとき。

(2) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去又は生活環境の回復が望めないとき。

(3) 処理業者又は処理施設設置者が欠格要件に該当するに至ったとき。

（行政処分の手続）

第7条 行政処分の手続は、前条によるほか、行政手続法（平成5年法律第88号）、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）及び行政処分の指針について（平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）によるものとする。

（履行状況の確認）

第8条 市長は、行政処分を行った者の履行状況について、違反行為者の事業所等へ立入検査を実施して確認する。

（関係機関への通知等）

第9条 市長は、事業の停止命令（処理業者に限る。）、事業の許可の取消し、処理施設の使用停止命令、処理施設の許可の取消し又は瑕疵による許可の取消しをしたときは、その事実を都道府県及び法第24条の2第1項に規定する政令で定める市に通知するとともに環境省へ報告する。

（行政処分の公表）

第10条 市長は、行政処分を行った場合は、次に掲げる事項を公表する。ただし、当該事実が熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第15条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、当該情報を公開しないものとする。

(1) 行政処分の対象者の氏名（法人にあつてはその名称）

(2) 行政処分を行った日

(3) 行政処分の内容

(4) 行政処分の根拠法令

2 前項の規定による公表は、熊本市のホームページに掲載する等、適切な方法により公表する。

3 第1項の規定による公表の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 許可の取消し 行政処分日の翌日から起算して5年が経過する日までの期間

(2) 事業停止 行政処分日から当該行政処分の履行期間が満了する日までの期間

(3) 前2号に該当しないもの 行政処分日から当該行政処分の履行期限の日までの期間

(環境省との協議)

第11条 行政処分を行うに当たって環境省と協議の必要が生じた場合には、その妥当性等について協議する。

(告発)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づく告発を行う。

- (1) 行政処分により法の目的を達成することが困難であると認められる場合
- (2) 違反行為者が行政処分の内容に違反する行為を行った場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 市長は、告発を行う場合には、告発事実の内容、法の適用並びに告発までの経過及び措置を記載した書面に証拠資料その他必要な書類を添付して、違反行為が行われた場所を所轄する警察本部長又は警察署長に告発する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月29日から施行する。

別表

許可の取消し等の要件 (①、②の違反行為は罰則をもって記載)	処分内容
<p>① 法第7条の4第1項第5号、法第9条の2の2第1項第2号、法第14条の3の2第1項第5号及び法第15条の3第1項第2号（「情状が特に重いつき」に相当）</p> <p>無許可営業（法第25条第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（同項第2号） 無許可事業範囲変更許可取得（同項第3号） 不正手段による事業範囲変更（同項第4号） 事業停止命令違反・措置命令違反（同項第5号） 委託基準違反（同項第6号） 名義貸しの禁止違反（同項第7号） 施設無許可設置（同項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第9号） 施設無許可変更（同項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第11号） 無確認輸出（同項第12号） 受託禁止違反（同項第13号） 不法投棄（同項第14号） 不法焼却（同項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第2項） 委託基準違反、再委託禁止違反（法第26条第1号） 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第2号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第3号） 無許可輸入（同条第4号） 輸入許可条件違反（同条第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第6号） 無確認輸出予備（法第27条）</p>	<p>許可取消し</p>
<p>② 法第7条の3第1号、法第9条の2第1項第3号、法第14条の3第1号、法第14条の6及び法第15条の2の7第3号</p> <p>土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（法第28条第2号） 虚偽管理票交付（法第29条第8号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第13号） 施設使用前検査受検義務違反（法第29条第2号） 保管届出義務違反（法第29条第1号（法第12条第3項又は法第12条の2第3項に係る部分に限る。）） 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第3号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号） 管理票回付義務違反（同条第5号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第6号） 管理票・同写し保存義務違反（同条第7号） 引受禁止違反（同条第9号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第10号） 電子管理票虚偽登録（同条第11号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第12号） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（同条第14号） 処理困難通知保存義務違反（同条第15号）</p>	<p>事業停止90日</p> <p>事業停止60日</p> <p>事業停止30日</p>

<p>土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第16号） 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第30条第1号） 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（同条第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号） 処理責任者等設置義務違反（同条第5号） 報告拒否、虚偽報告（同条第6号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第7号） 技術管理者設置義務違反（同条第8号）</p>	
<p>事故時応急措置命令違反（法第29条第17号）</p>	<p>応急措置に必要な期間の停止</p>
<p>その他の違反行為</p>	<p>事業停止10日</p>
<p>③ 法第7条の3第2号、法第7条の4第2項、法第9条の2第1項第1号及び第2号、法第14条の3第2号、法第14条の3の2第2項、法第15条の2の7第1号及び第2号並びに法第15条の3第2項</p>	<p>改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）</p>
<p>④ 法第7条の3第3号、法第9条の2第1項第4号、法第14条の3第3号及び法第15条の2の7第4号（許可条件違反）</p>	<p>事業停止30日</p>
<p>⑤ 法第7条の4第1項第1号及び第4号まで、法第9条の2の2第1項第1号、法第14の3の2第1項第1号から第4号まで、法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項第1号から第4号まで並びに法第15条の3第1項第1号に該当するとき。（処理業者が欠格要件に該当するに至ったとき。）</p>	<p>許可取消し</p>